

平成26年度

第2回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における
教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について
(教育・保育施設, 地域型保育事業)

平成26年6月26日



宇都宮市

子ども部 保育課

第2 教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について（教育・保育施設、地域型保育事業）

1 教育・保育施設、地域型保育事業について

※教育・保育施設＝認定こども園，幼稚園，保育所

※地域型保育事業＝・小規模保育，家庭的保育，事業所内保育，居宅訪問型保育

(1) 区域の設定

ア 現状

(施設利用の実態)

- 保育所・幼稚園の利用については，施設の教育・保育内容や勤務地，親族の居住地との関係，さらには，施設配置の状況などによるものと考えられるが，実態として，行政区（16区域）を超えた一定の範囲において，施設利用が多くなされている。
- なお，待機児童として含めない，あっせん可能な保育所の立地条件としては，「通常の交通手段により自宅から20分～30分未満（自動車移動で7km～10km程度に換算できる）で登園が可能」（厚労省通知）という基準がある。

(既存資源の状況)

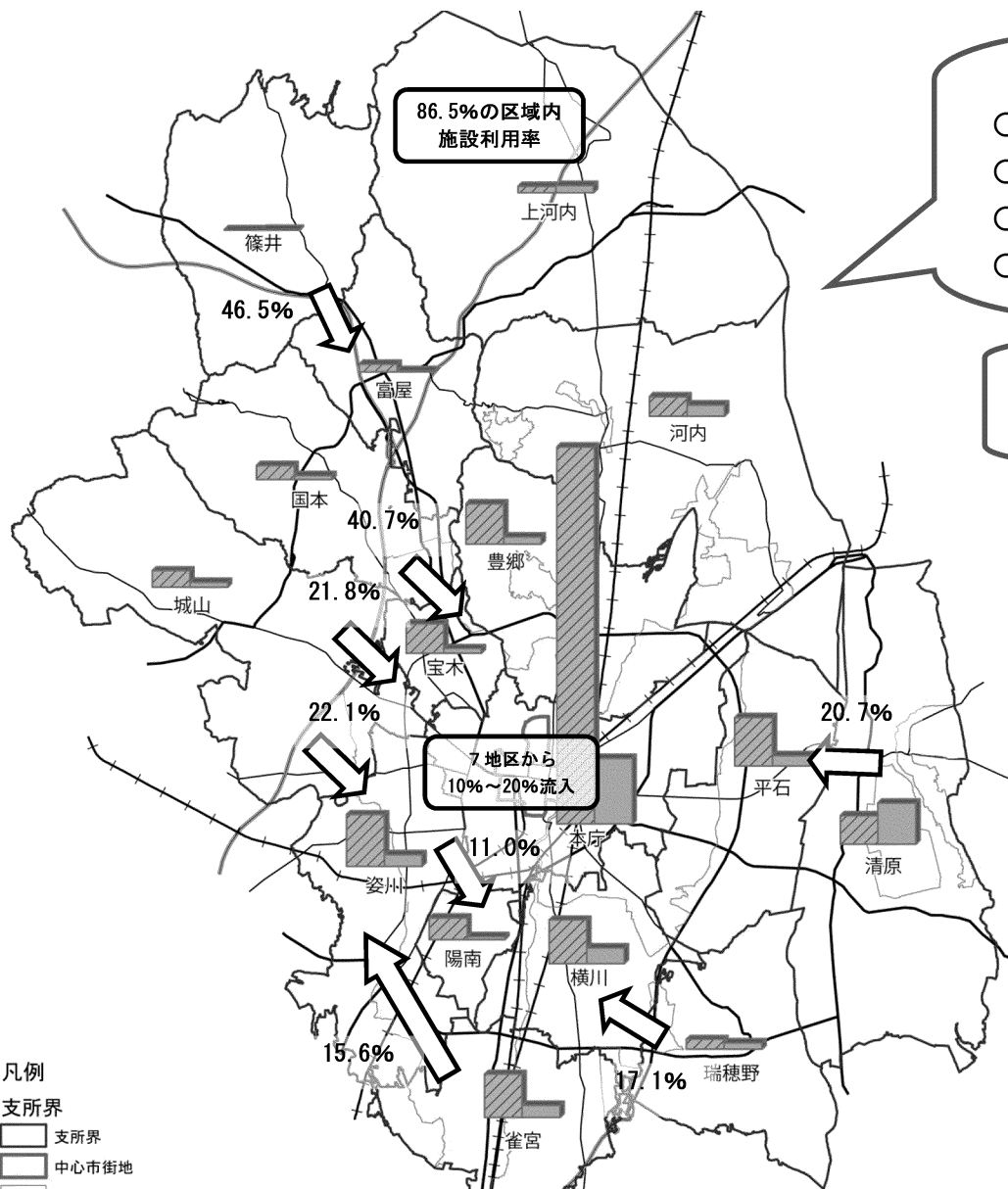
- 既存の教育・保育資源の配置状況については，都市の成り立ちや人口の集中度合いに関連が見られ，中心部などにおいては多くの施設が配置されているが，南東部地域等において児童人口に比して施設数が少ない地区も見られる。

【主な地区間移動と産業従事者数】

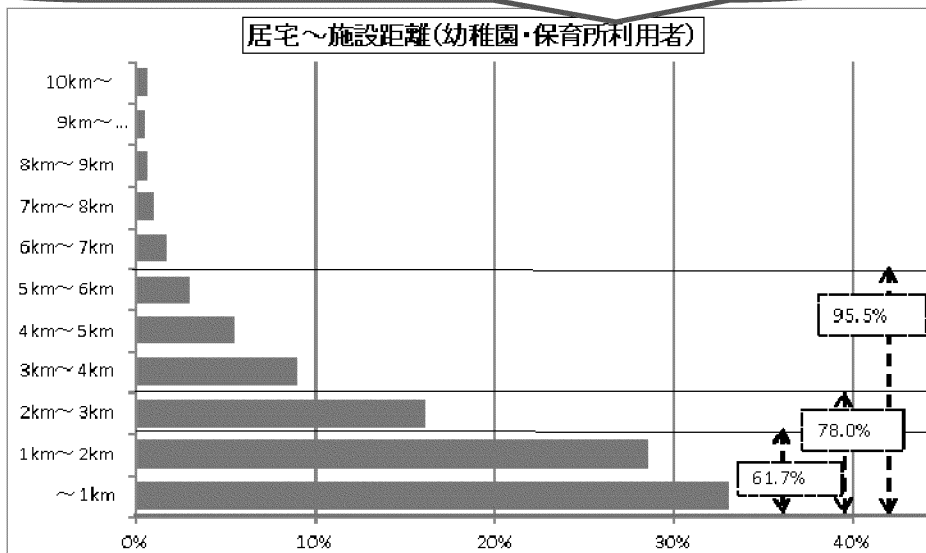
- 主な地区間移動は、隣接地区との間で起きている。
- 中心部には多くの地区から流動がある。
- 移動と幹線道路の関連が窺える。
- 3次産業集積地に主な移動が向かう傾向が見られる。

【施設利用における居宅～施設距離】

- 6 kmまでの範囲内でおおむねの移動がなされている。



居宅～施設距離(幼稚園・保育所利用者)



	~1km	1km~2km	2km~3km	3km~4km	4km~5km	5km~6km	6km~7km	7km~8km	8km~9km	9km~10km	10km~	合計
人数	6,234人	5,384人	3,063人	1,706人	1,036人	554人	325人	195人	130人	93人	121人	18,841人
比率	33.1%	28.6%	16.3%	9.1%	5.5%	2.9%	1.7%	1.0%	0.7%	0.5%	0.6%	100.0%

※広域利用を除く

凡例

支所界

- 支所界
- 中心市街地
- 用途地域

3次産業従業者数

2次産業従業者数

鉄道

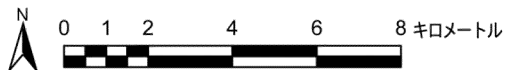
高速道路

国道

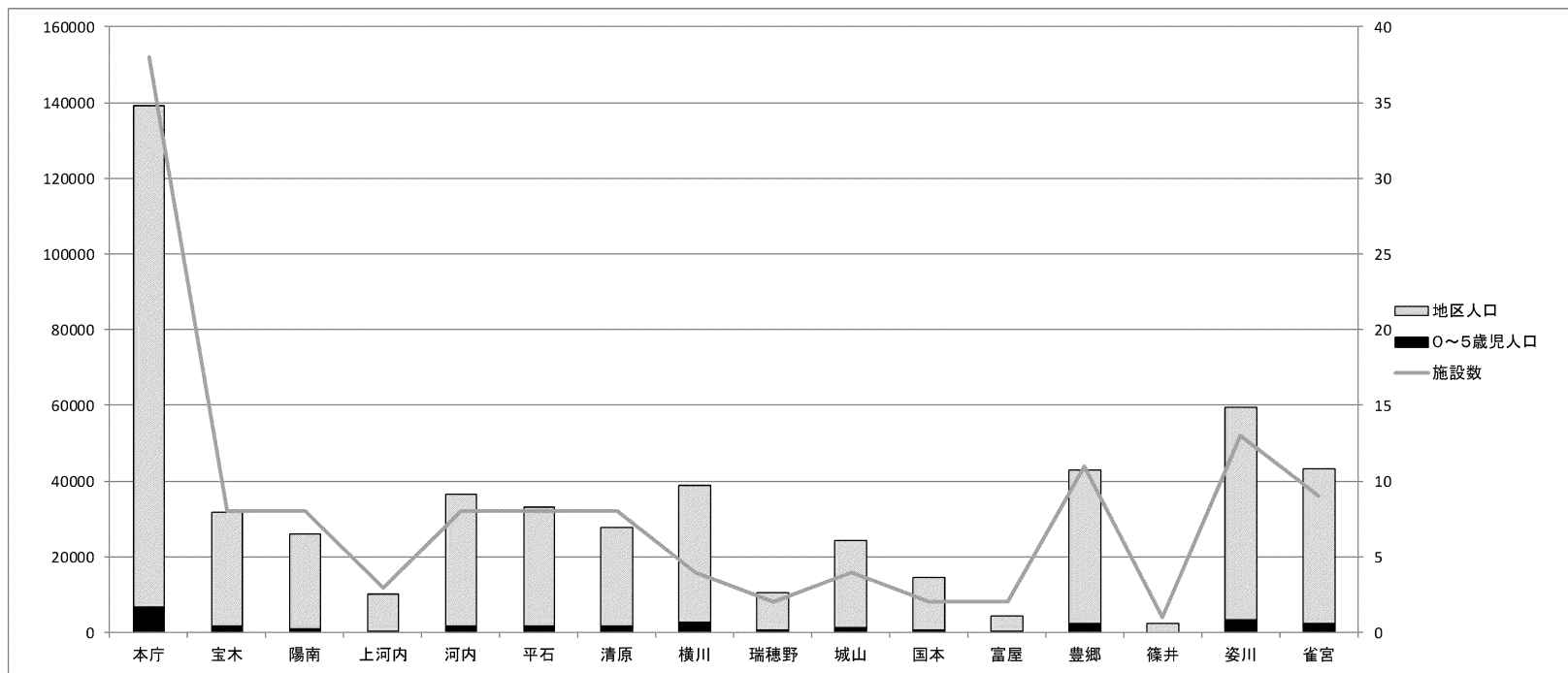
主要地方道

	篠井	富屋	国本	城山	本庁	宝木	豊郷	平石	清原	瑞穂野	姿川	横川	陽南	雀宮	河内	上河内	総計
2次産業	231	326	1029	1225	16083	1191	1826	2608	9970	1639	2854	3875	840	2955	2755	1770	51177
3次産業	162	1808	3453	3984	91858	7195	9881	11810	6943	2426	12606	10611	5364	10508	4785	1572	184966
総計	393	2134	4482	5209	107941	8386	11707	14418	16913	4065	15460	14486	6204	13463	7540	3342	236143

出典：平成24年度経済センサス



※主な地区間移動(20%程度または300人程度以上)、居宅～施設距離は、H25当初の幼稚園入園児、保育所入所児約1万8千人の「居住地—利用施設」の情報に基づき作成



(単位:人 ※「施設数」は施設)

地区名	本庁	宝木	陽南	上河内	河内	平石	清原	横川	瑞穂野	城山	国本	富屋	豊郷	篠井	姿川	雀宮	合計
0~5歳児人口 (H26.3.31)	6,764	1,782	1,067	511	1,817	1,622	1,706	2,584	840	1,218	818	191	2,345	75	3,369	2,262	28,971
【参考】0~5歳児人口 (H25.3.31)	6,858	1,785	1,154	500	1,826	1,641	1,653	2,589	859	1,186	835	200	2,263	85	3,419	2,238	29,091
地区人口 (H26.4.1)	132,459	29,985	25,048	9,599	34,624	31,411	25,965	36,232	9,647	23,031	13,680	4,170	40,709	2,447	56,026	41,000	516,033
【参考】地区人口 (H25.4.1)	132,511	29,929	25,299	9,578	34,642	31,298	25,272	35,961	9,578	23,018	13,741	4,218	40,315	2,507	55,572	40,742	514,181
施設数 (H26.5.1)	38	8	8	3	8	8	8	4	2	4	2	2	11	1	13	9	129
0~5歳児100人あたりの施設割合	0.56	0.45	0.75	0.59	0.44	0.49	0.47	0.15	0.24	0.33	0.24	1.05	0.47	1.33	0.39	0.40	0.45

地区名	本庁	宝木	陽南	上河内	河内	平石	清原	横川	瑞穂野	城山	国本	富屋	豊郷	篠井	姿川	雀宮	合計
幼稚園在園児数 (H26.5.1)	2,250	678	581	227	644	845	474	561	359	361	100	112	334	0	1,062	716	9,304
保育所定員数 (H26.4.1)	2,305	530	525	200	580	340	340	170	90	140	80	80	790	45	750	480	7,445

イ 課題

- 新制度は、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、多様な施設・事業から選択できる仕組みであることから、ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していく必要がある。
- また、質の確保・向上を図りながら、需要量に応じた供給量の確保により、年度を通じた待機児童の解消を目指し、子育て環境の向上や就労との両立支援の充実を図る必要がある。
- また、新たに需給調整（総量規制）が制度的に位置付けられたことから、これを的確に行っていく必要がある。
⇒ これらを的確に行える区域設定とする必要がある。

ウ 基本的な考え方

- 基本指針に照らし、行政区の集約により区域設定を行うこととし、子どもや子育て家庭にきめ細かな教育・保育を提供するため、居宅からの移動を踏まえ設定する。
- また、需給調整の判断基準となることから、施設利用のなされる範囲や区域内施設の利用率を十分に勘案する。
- さらには、迅速かつ効率的・効果的な供給確保が可能となるよう、一定程度、既存施設が配置されていることが望ましいことから、これらのバランスのとれた区域設定を行う。

エ 区域の設定

(ア) 区域の規模等

○ 「基本的な考え方」に基づき、区域の規模を中間的な区域とする。

区域の規模等 (区域数/集約する 行政区)	①利用者の移動		②区域内の施設の利用率		③教育・保育施設の配置状況等	
広域的な区域 (5区域程度/ 3～4地区)	×	・ 利用実態に合わないエリアが相当程度含まれている	△	・ 区域内利用率は高くなるため、需給管理は行いやすい ・ 利用者の移動が勘案されず、需給ギャップが生じるおそれあり	△	・ 対応可能な施設が多いため、供給確保は行いやすい ・ 利用者の移動が勘案されず、需給ギャップが生じるおそれあり
中間的な区域 (7～10区域程度/ 2～3地区)	○	・ 利用実態に合うエリアが区域となっている	○	・ 区域内利用率を一定程度保てるため、需給管理は比較的しやすい ・ 利用者の移動が勘案されており、需給ギャップも生じにくい	○	・ 区域内に施設が一定程度配置され、供給確保も図りやすい ・ 利用者の移動も勘案されており、需給ギャップも生じにくい
行政区 (16区域/ー)	○	・ より利用実態に合うエリアが区域になっている	×	・ 施設利用が区域外に散逸し、区域内利用率は低くなるため、需給管理が行いにくい	△	・ 対応可能な施設が少なく、供給確保が図りにくい

(イ) 区域の集約

- 客観的な指標（地区間の時間距離・隣接関係，施設利用希望地区（ニーズ調査）等）に基づき，結び付きの強い区域を集約する。
- その上で，中間的な区域（区域数7～10程度，2～3の行政区を集約）について，施設利用者の地区間移動の実態，移動距離（おおむね6 kmまでの範囲内），産業従事者数との関連，あっせん可能な保育所の立地条件（7 km～10 km程度）などを踏まえ，区域として集約する。

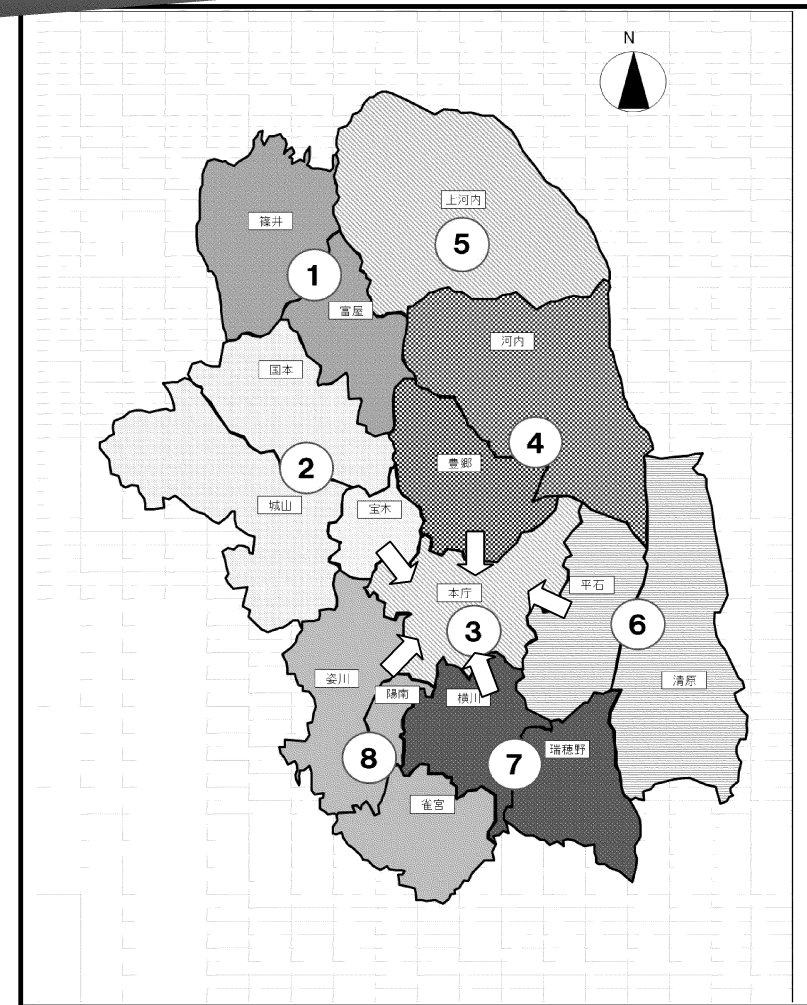
(ウ) 区域設定

- 「基本的な考え方」に基づき，客観的なデータを活用し設定する。
- 次表の区域は，利用者の移動範囲を捉えており，一定程度，既存施設が配置された区域であること，また，区域内施設の利用率が保たれていることを条件に集約したバランスのとれた区域である。

No.	行政区	H25 0~5歳児 人口	H26 0~5歳児 人口	利用者の 移動範囲	教育・保育施設の 配置状況等	区域内施設の 利用率(※)	総合的評価	区域(案)																																																																																						
1	篠井	285人	266人	対応している	幼稚園(1)在園児数:112人 保育所(2)定員:125人 ※うち公立(0) 計(3)237人⇒施設数が少ない	83.3%	「基本的な考え方」を満たす	1																																																																																						
2	富屋	→							3	国本	3,806人	3,818人	対応している	幼稚園(6)在園児数:1,139人 保育所(8)定員:750人 ※うち公立(2) 計(14)1,889人	61.0%	「基本的な考え方」を満たす	2	4	宝木	→		5	城山	→		6	本庁	6,858人	6,764人	対応している	幼稚園(14)在園児数:2,250人 保育所(24)定員:2,305人 ※うち公立(3) 計(38)4,555人	66.2%	「基本的な考え方」を満たす	3	7	豊郷	4,089人	4,162人	対応している	幼稚園(4)在園児数:978人 保育所(15)定員:1,370人 ※うち公立(2) 計(19)2,348人	76.7%	「基本的な考え方」を満たす	4	8	河内	→		9	上河内	500人	511人	対応している	幼稚園(1)在園児数:227人 保育所(2)定員:200人 ※うち公立(1) 計(3)427人⇒施設数が少ない	86.5%	「基本的な考え方」を満たす	5	10	平石	3,294人	3,328人	対応している	幼稚園(7)在園児数:1,319人 保育所(9)定員:680人 ※うち公立(1) 計(16)1,999人	69.7%	「基本的な考え方」を満たす	6	11	清原	→		12	瑞穂野	3,448人	3,424人	対応している	幼稚園(3)在園児数:920人 保育所(3)定員:260人 ※うち公立(0) 計(6)1,180人⇒施設数が少ない	54.6%	「基本的な考え方」を満たす (ただし、児童人口が多く施設数が少ないため、区域内利用率が低い)	7	13	横川	→		14	姿川	6,811人	6,698人	南北が長いが、ほぼ対応している	幼稚園(11)在園児数:2,359人 保育所(19)定員:1,755人 ※うち公立(3) 計(30)4,114人	79.1%	「基本的な考え方」を満たす	8	15	陽南	→
3	国本	3,806人	3,818人	対応している	幼稚園(6)在園児数:1,139人 保育所(8)定員:750人 ※うち公立(2) 計(14)1,889人	61.0%	「基本的な考え方」を満たす	2																																																																																						
4	宝木	→																																																																																												
5	城山	→																																																																																												
6	本庁	6,858人	6,764人	対応している	幼稚園(14)在園児数:2,250人 保育所(24)定員:2,305人 ※うち公立(3) 計(38)4,555人	66.2%	「基本的な考え方」を満たす	3																																																																																						
7	豊郷	4,089人	4,162人	対応している	幼稚園(4)在園児数:978人 保育所(15)定員:1,370人 ※うち公立(2) 計(19)2,348人	76.7%	「基本的な考え方」を満たす	4																																																																																						
8	河内	→																																																																																												
9	上河内	500人	511人	対応している	幼稚園(1)在園児数:227人 保育所(2)定員:200人 ※うち公立(1) 計(3)427人⇒施設数が少ない	86.5%	「基本的な考え方」を満たす	5																																																																																						
10	平石	3,294人	3,328人	対応している	幼稚園(7)在園児数:1,319人 保育所(9)定員:680人 ※うち公立(1) 計(16)1,999人	69.7%	「基本的な考え方」を満たす	6																																																																																						
11	清原	→																																																																																												
12	瑞穂野	3,448人	3,424人	対応している	幼稚園(3)在園児数:920人 保育所(3)定員:260人 ※うち公立(0) 計(6)1,180人⇒施設数が少ない	54.6%	「基本的な考え方」を満たす (ただし、児童人口が多く施設数が少ないため、区域内利用率が低い)	7																																																																																						
13	横川	→																																																																																												
14	姿川	6,811人	6,698人	南北が長いが、ほぼ対応している	幼稚園(11)在園児数:2,359人 保育所(19)定員:1,755人 ※うち公立(3) 計(30)4,114人	79.1%	「基本的な考え方」を満たす	8																																																																																						
15	陽南	→																																																																																												
16	雀宮	→																																																																																												

※区域内施設の利用率は、H25当初の幼稚園入園児、保育所入所児約1万8千人の“居住地—利用施設”の情報に基づき作成

- このため、区域の需給管理や供給確保が比較的行いやすく、中心部との互換性にも優れ（5区域が隣接）、様々な教育・保育ニーズに的確に対応できると考えられることから、8区域とする。



(2) 供給体制の確保方策の考え方

ア 現状

(施設利用の実態)

- 現時点での全市的な需給予測としては、平成29年度において、1号認定子ども（3～5歳保育の必要性なし、以下「1号」）、2号認定子ども（3～5歳保育の必要性あり、以下「2号」）は供給が確保できることが見込まれ、3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり、以下「3号」）は供給不足が見込まれる。

イ 課題

- 区域それぞれの需給状況に対応しながら、平成29年度末までに待機児童解消を図る必要がある。
- これまで、保育所の新設・増改築、認定こども園への移行のための保育所機能の整備等により供給体制を確保してきており、利用者の希望や事業者の意向も踏まえ、迅速かつ効率的・効果的に供給体制を確保するためには、今後も、認定こども園への移行のための機能の整備や保育所増築等に加え、地域型保育事業の活用も含め、より多様な手法を用いる必要がある。

ウ 基本的な考え方

- 国の基本指針に即し、教育・保育施設、地域型保育事業について、平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
- 既存施設の意向を踏まえ、既存の教育・保育施設を最大限に活用することにより、迅速かつ効率的・効果的な供給体制の確保を図る。
- また、迅速かつ柔軟に保育需要へ対応していくため、地域型保育事業による対応を組み合わせ、供給体制の確保を図る。
- 地域型保育事業による確保量については、ニーズ調査結果を踏まえつつ、区域ごとの施設配置状況等も考慮し、それぞれの区域の値を設定する。
- それでもなお、供給確保量が賅えない区域については、できるだけ効率的・効果的な手法を用いながら、教育・保育施設における量的拡大を図る。
(※ 老朽化した保育所に対する耐震化等については、児童の安全確保の観点から別途対応を検討)

【 区域ごとの供給確保の考え方 】

区域の状況【現時点】	区域の区分【現時点】	区域ごとの供給確保の考え方
<p>【パターンA】 1号, 2号は供給が確保でき, 3号は不足し, 既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域</p>	<p>○本庁区域 (本庁) ○東部区域 (平石・清原) ○南東部区域 (瑞穂野・横川)</p>	<p>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 [既存施設活用] ○ 認可外施設の認可施設移行 [既存施設活用・地域型保育事業活用] ○ 整備等による保育量拡大 (保育所増築・分園等) [既存施設活用] ○ 小規模保育施設等の新設 [地域型保育事業活用] (○ 教育・保育施設の新設を視野)</p>
<p>【パターンB】 1号, 2号は供給が確保でき, 3号は不足するが, 既存施設等での対応で確保することが可能であると考えられる区域</p>	<p>○西部区域 (国本・宝木・城山) ○北東部区域 (豊郷・河内) ○南西部区域 (姿川・陽南・雀宮)</p>	<p>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 [既存施設活用] ○ 認可外施設の認可施設移行 [既存施設活用・地域型保育事業活用] ○ 整備等による保育量拡大 (保育所増築・分園等) [既存施設活用] ○ 小規模保育施設等の新設 [地域型保育事業活用]</p>
<p>【パターンC】 1号, 2号, 3号ともに供給確保が予測される区域</p>	<p>○北西部区域 (篠井・富屋) ○上河内区域 (上河内)</p>	<p>○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行 [既存施設活用・基本指針に基づく需給調整の特例措置]</p>

※ 区域の状況別のパターン分けは, 予備調査を踏まえ行っているものであるため, 現在実施している「施設への意向調査」の結果により再検証する。

※ 国の基本指針に基づき, 供給超過の区域については, 既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合, 認可・確認基準を満たす限り, 認可等を行うものとされる“需給調整の特例措置”により対応するものとする。

エ 供給体制確保のための
支援策の考え方

- 供給体制の確保方策の着実な推進を図るため、次の考え方により事業者の支援を行う。

- 平成29年度末までに待機児童解消を目指すにあたり、「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策をより幅広く活用することにより、認定こども園への移行のための整備や、保育所の増築等に加え、保育所分園や小規模保育事業にかかる支援など、多様な確保方策に対応する。
- なお、区域ごとの具体的な募集数や補助の対象などは、これまでどおり事業者公募により明らかにするものとし、一定の応募期間を設けた後、対象の施設・事業に応じた審査を行い、支援を行う事業者を決定する。